

美幌町特定不妊治療費の助成について

R6.2

美幌町では、令和4年4月から医療保険適用となった、体外受精・顕微授精等の「特定不妊治療（生殖補助医療）」にかかる費用（自己負担分）の助成をしています。



助成の内容

- ・医療保険適用の特定不妊治療（治療区分 A～F）に支払った自己負担額（全額）
- ・上記治療について、院外処方があれば、薬局に支払った自己負担額（全額）

<対象外>

- ・高額療養費制度、付加給付に該当する費用
- ・同じ治療費に対し他の市町村から助成を受けている場合
- ・第三者からの精子・卵・胚の提供を受けたもの、第三者の子宮で妊娠・出産された場合

助成の回数

医療保険適用の治療区分 A～F（裏面参照）の治療であれば、回数の制限はありません。

対象者

- ・申請日において、美幌町に住民票がある方
- ・治療全期間において医療保険に加入されている方
- ・町税の滞納のない方

申請書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・受診証明書（様式第2号）
- ・同意書（様式第3号）
- ・治療に要した領収書および明細書の原本（治療に必要な院外処方があれば、その領収書と明細書の原本）
 - * 美幌町のホームページからダウンロードできます
 - * 1回の治療期間（治療区分）が終了後、60日以内に申請手続きをしてください。

◆保険適用の特定不妊治療を開始する前に◆

保険適用の治療費が高額になる場合に、高額療養費制度が利用できます。
詳しくは、医療機関またはご加入の医療保険にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

美幌町役場 福祉部保健福祉課健康推進グループ(窓口⑥)

TEL (0152)77-6544



【対象となる治療内容】

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた間隔をあけた後に胚移植を行うのと治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F 採卵した卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止
 - * 採卵準備前に男性不妊治療を行なったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られず治療を中止した場合も助成の対象となります。